

わが国排他的経済水域における 外国の海洋調査船による不正調査活動に対する提言

令和4年6月14日
自由民主党
政務調査会

去る5月28日から30日にかけて、島根県・竹島北方のわが国排他的経済水域において、韓国国立海洋調査院所属の調査船が、海洋の科学的調査を行った。これは、国連海洋法条約が求めるわが国への事前申請を伴わない明白な国際法違反である。このような事案は、2000年以降、10回にわたり繰り返されている。

また、去る5月9日、10日には、竹島南方のわが国排他的経済水域において、ノルウェー船籍の海洋調査船が、韓国国営企業から委託を受け、同種の活動を行っている。

さらに、去る6月4日から7日にかけて、沖縄県・石垣島北のわが国排他的経済水域において、中国海洋大学所属の調査船が、海洋の科学的調査を行った。これは、日中の相互事前通報枠組みに基づく事前通報を行うことなくなされたものであり、同枠組みに明白に違反する行為である。

また、東シナ海のその他海域においても日中の相互事前通報枠組みに違反する行為が繰り返されている。

これらの韓国・中国による不正な海洋調査は、外交ルート及び現場において再三抗議及び中止を要求したにもかかわらず継続された。わが国の主権に対する明白な侵害は断じて認められず、強烈な怒りを持って強く非難する。

また、両国によるこうした不正活動は、相互に連鎖する可能性も否定できず、決して看過することはできない重大事態である。

このような状況を受け、政府は、繰り返されるわが国主権への侵害について単なる抗議や遺憾の意の表明にとどめることなく、我々の指摘を真摯に受け止め、不正な海洋調査活動の実態把握、再発阻止、事案発生の際の効果的な対処のための、具体的かつ実効性ある体制・法制度を関係省庁連携の上、早急に整備することを強く求め、以下提言する。

記

1. わが国の排他的経済水域内における不正な海洋調査を未然に防止し、発生した場合に適切な対処を行うため、政府内に内閣官房、内閣府、外務省、海上保安庁、資源エネルギー庁等による連絡・調整・対応のための体制を早急に整備すること。

2. わが国の排他的経済水域における韓国・中国の不正な海洋調査活動を通じて得られた情報が、国際会議・学会等へ報告、論文提出されている状況を把握し、当該会議等への政府関係者の派遣、抗議・反論活動など、実効性ある対処を行えるよう、早急な体制整備を行うこと。
3. わが国の排他的経済水域での外国調査船による不正な活動を未然に防止するため、警戒監視体制のさらなる強化を行い、特に、関連する水路通報の監視や当該国の予算計上、調査計画などの情報収集・把握を抜本的に強化すること。
4. わが国固有の領土周辺海域における、海流、海水温、海底地形、海底資源、漁業等の調査状況を全体的に把握・確認し、調査未実施の海域や項目、実施済みではあるが相当な年月が経過した調査等を洗い出し、政府の総合戦略の構築及び必要な予算措置を行い、関係研究機関の活用も含め早急に実行すること。
5. わが国の排他的経済水域の主権的権利のさらなる行使のための法整備について、内閣府を中心に総合的検討を進め、あるべき法制度の構築をはかること。